

横芝光町農業委員会 7月第4回定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年7月5日(金) 午後4時～午後4時35分

2. 開催場所 横芝光町役場 第3会議室

3. 出席委員 (11名)

会長職務代理者	8番	伊藤 博明		
委員	1番	小川 文彦	2番	川島 理昭
	3番	永野 邦子	5番	伊藤 直樹
	6番	花澤 成晃	7番	向後 隆輝
	9番	鈴木 茂樹	10番	下高原 美津子
	11番	伊藤 裕児	12番	秋葉 芳明

4. 欠席委員 会長 4番 伊藤 靖雄

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	高宮芳宏
主幹兼農政班長	布施裕章

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第2 議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可否決定について

日程第3 議案第2号

農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第4 議案第3号

農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第5 議案第4号

令和6年度第3次農用地利用集積計画(案)の承認について

7. 会議の概要

事務局	<p>これより、令和6年7月第4回農業委員会定例総会を開会します。</p> <p>本日、伊藤会長が欠席ですので、伊藤職務代理人よりご挨拶を申し上げます。</p>
職務代理人	<p>(伊藤職務代理人挨拶)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日、ご多用のところご臨席いただきました佐藤町長から、ご挨拶をいただきます。</p> <p>(佐藤町長あいさつ)</p> <p>ありがとうございました。佐藤町長におかれましては、公務のため、ここで退席となります。</p> <p>本日は、4番 伊藤 靖雄会長より欠席する旨の連絡がありましたので報告いたします。</p> <p>本日の出席委員は、12名中11名です。過半数が出席していますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。</p> <p>それでは、会議規則第16条の規定により、以後の議事進行につきましては、伊藤職務代理人に議長をお願いいたします。</p>
議長	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がありましたので、指名をいたします。</p> <p>1番 小川 文彦委員、7番 向後 隆輝委員にお願いします。</p> <p>なお、会議書記には、事務局の布施主幹を指名いたします。</p>

事務局

続いて、日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定についてを上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について

農地法第3条による許可申請書が提出されたので本会の議決を求めらる。

令和6年7月5日提出 横芝光町農業委員会 会長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の3条の許可申請は、4件です。

なお、譲受人と譲渡人は資料に記載のとおりです。

申請地の位置図を添付していますのでご覧ください。

1件目は、宮川字西ノ袋の田2筆、栗山字関内の田10筆、字沢山の畑1筆、字伊古田の田1筆、字中澤の畑1筆、字沢田の畑1筆、字北三夜の田1筆、鳥喰上字鶴池の田2筆、合計19筆、26,858㎡です。

譲渡人が子である譲受人へ後継者として農業経営を引き継ぐため、贈与により所有権移転するものです。申請地は、水稻、野菜の作付けを予定しています。

2件目は、遠山字宮ノ下の田3筆、928㎡です。

高齢のため、耕作できない譲渡人から、普段より農作業を手伝っている孫である譲受人とで、贈与により所有権を移転しようとするものです。申請地では、水稻の作付けを予定しております。

3件目は、宮川字入後の田1筆、字鶴巻の田1筆、字小橋戸の田1筆、合計3筆、3,285㎡です。

農業をしていない譲渡人から、経営規模拡大をしたい譲受人へ売買により所有権移転をしようとする申請です。申請地では、水稻の作付けを予定しています。

4件目は、新島字新田前の畑2筆、4,252㎡のうち、536.22㎡です。

本件は、一時転用期間満了のため、更新申請となります。

これは、畑の所有者が、耕作者をしている法人へ貸付している農地に、営農型太陽光発電設備業者が太陽光パネルを設置し、運用しており、期間満了を迎えるにあたり、農地法第5条申請の一時転用と併せて継続を目的とする申請です。農地法第3条については、営農型太陽光発電設備のパネル部分の面積536.22㎡の空中部分地上2.4mから3.9mまでの範囲に「区分地上権の設定」するものです。

太陽光発電設備の設置を目的とした、区分地上権設定の申請であることから、この後、議案第3号で審議していただく、農地法第5条の許可がこの第3条の許可の前提条件となります。また、第5条と同じ許可日とし、許可期間も同一となります。

以上、議案第1号の説明でございます。

議 長

ただいま議案第1号の朗読並びに説明が終わりました。はじめに1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1筆目から17筆まで、担当は、12番 秋葉 芳明委員。

12番

12番 秋葉です。本件は、後継者として農業経営を引き継ぐため、譲渡人の子へ、贈与により所有権移転するものです。

現地を確認したところ、耕作しており、問題ないと思います

議 長

続いて、18筆目、19筆目、担当は、11番 伊藤 裕児委員。

11番

11番 伊藤です。本件は、後継者として農業経営を引き継ぐため、譲受人の子へ、贈与により所有権移転をするものです。現地を確認したところ、耕作しており、問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議 長

説明が終わりましたので、1件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、1件目の案件について採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求

めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に、2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1 番

1 番 小川です。高齢で耕作できない譲渡人から、日頃から農業を手伝っている孫である譲受人が、贈与により所有権移転をするものです。水稻の作付けをしており問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりましたので2件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、2件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に、3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1筆目と3筆目は、7番 向後 隆輝委員。

7 番

7 番 向後です。経営規模を拡大したい譲受人が、売買により所有権移転するものです。水稻の作付けを予定しており、現地を確認したところ、問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議 長

次に、2筆目、担当は、9番 鈴木 茂樹委員。

9 番

9 番 鈴木です。経営規模を拡大したい譲受人が、売買により所有権移転するものです。水稻の作付けを予定しており、現地を確認したところ、問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりましたので3件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、3件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって3件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に、4件目の案件について、担当委員の説明を求めますが、私が担当ですので、説明いたします。

本件は現地を確認したところ、農地が適正に処理されていることから問題ないと思われま

説明が終わりましたので、4件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、4件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって4件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、日程第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見についてを上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見について

農地法第4条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和6年7月5日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。今回の4条の許可申請は、1件です。

譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請地の土地は、木戸字八割の畑4筆、2,146㎡で、そのほかに雑種地1筆、1,596㎡を合わせまして、合計3,742㎡です。

転用の目的は牛舎になります。

申請地の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地は、白浜小学校から東へ700mの位置にあります。

ここは農業振興地域の農用地に指定されており、農業用施設用地に該当します。

譲受人の祖父が20年以上前に、成牛を飼育するために申請地に牛舎を建設しましたが、農地法の転用許可手続きをとることを失念していたため、今回始末書とともに転用許可申請書が提出されました。

申請地は、土地改良区の受益地になっており、農業用施設のためそのまま受益地に留めます。

汚水は、たい肥に混ぜ込み処理をするので、外部への流出はありません。

以上、議案第2号の説明でございます。

議 長

ありがとうございました。ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終了しました。

議案第2号について、担当委員の説明を求めます。

5 番

5番 伊藤です。本件は、現地を確認したところ、牛舎が建築されていることを確認しました。

今回、申請者から始末書が提出され、正式な転用許可手続きがとられたことから、許可をすることはやむを得ないと考えます、

議 長

説明が終わりましたので、議案第2号についての質疑を許しま

す。

(質疑なし)

質疑ありませんので質疑を終了して、議案第2号についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって議案第2号については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。

続いて、日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見についてを上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和6年7月5日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の5条の許可申請は、3件です。

なお、譲受人と譲渡人は、それぞれ資料に記載のとおりです。

申請地①の土地は、横芝字川田の田1筆、1,054㎡です。

転用の目的は、資材置場になります。

申請地①の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地①は、横芝駅から北東へ200mの位置にあります。

ここは都市計画上の用途地域に指定されており、工業地域に該当します。よって、第3種農地と判断しました。

第3種農地は、原則転用許可が認められる農地となります。

譲受人は、長年申請地付近でコンクリート製品の製造を行っており、製品の出荷まで保管するスペースの確保のため、資材置場用地を少しずつ確保してきたところです。

今回、高齢で農業を継続するのが難しくなった譲渡人と、コンク

リート製品の貯蔵スペース用地を増設したい双方の希望が一致し申請にいたったものです。

土地改良関係については、両総土地改良区の受益地を除外済です。

排水は、雨水のみで地下浸透で対応します。

隣接農地所有者へは、事業内容を説明し、同意を得ています。

転用期間は、令和6年9月1日から令和6年11月30日までを予定しております。

土地の購入や整地費用は自己資金により賄う予定であり、金融機関の預金残高証明書により必要な資金を確保していることを確認しました。

申請地②の土地は、栗山字稔台の畑1筆、1,011㎡です。

転用の目的は貸駐車場になります。

申請地②の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地②は、横芝駅から南東へ2kmの位置にあります。

ここは都市計画上の用途地域に指定されており、第1種住居地域に該当します。よって、第3種農地と判断しました。

第3種農地は、原則転用許可が認められる農地となります。

譲受人は、匝瑳市で経営する会社が手狭になってきたため、スーパー等の生活の利便性が高い本申請地及び隣接する土地を新社屋と自らの居宅に定め、申請にいたったものです。

新社屋では、グループ会社社員を集めて研修会や福利のためのレクリエーションを開催したいため、車両の駐車区画が必要となります。グループ会社社員のおよそ6割が一度に参会するとして30台分、譲受人家族分として6台の36台分を計画し、これを会社に貸し付ける形をとります。

土地改良関係については、受益地ではありません。

排水は、雨水のみで地下浸透で対応します。

隣接農地所有者へは事業内容を説明し、同意を得ています。

転用期間は令和6年8月1日から令和6年9月30日までを予定しております。

土地の購入や整地費用は、自己資金により賄う予定であり、金融

機関の預金残高証明書により必要な資金を確保していることを確認しました。

申請地③の土地は、新島字新田前の畑2筆、4, 252㎡のうち0.5㎡です。

転用の目的は、営農型太陽光発電施設設置で、これは令和5年度に一時転用許可を受けましたが、1年間の許可期間であったため、本年8月24日に許可の満了を迎えることから、延長すべく申請があったものです。

申請地③の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地は、新島集会所から東へ約200mの位置にあります。

町農業振興地域整備計画に定める農用地区域ですが、一時転用事業であり、町の農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合は、例外として許可が見込まれます。

設備の内容は、ソーラーパネル272枚と、パワーコンディショナー5台設置され49.5kwの発電出力です。

太陽光発電施設の下部にキャベツを栽培する計画となっており、太陽光発電の支柱については、営農に支障を及ぼさない最小面積で設定されています。

この営農計画により、農業と売電による二重の収益を上げることができます。

これは、従前の農地より高い利用価値を与えるものであり、許可満了後の農地復元誓約書も提出されていることから、町からは農業振興地域整備計画に支障がない旨の回答を得ています。

申請地は、土地改良区の受益地ですが同意を得ています。

雨水は地下浸透とします。

一時転用の期間は、農林水産省の取扱いにより3年以内とされ、設備の下部の農地で営農が適切に継続できれば延長できます。

転用期間は、令和6年8月25日から令和9年8月24日までを予定しております。

本申請は、許可期間満了後の期間延長申請であることから、新たな太陽光発電施設の設置はありません。

以上が、議案第3号の説明でございます。

議 長

ただいま、議案第3号の朗読並び説明が終わりました。
はじめに、1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1 1 番

1 1 番 伊藤です。本件は、現地を確認したところ、昨年まで水稲の耕作を確認しました。

申請地の両脇が、すでにコンクリート製品の置場になっていること、排水は雨水のみで、土地改良区の除外同意があることから転用はやむを得ないと思われます。よろしくお願ひします。

議 長

説明が終りましたので、1件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、1件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

次に、2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1 2 番

1 2 番 秋葉です。本件は、現地を確認したところ耕作は行われておりませんでした。

隣接農地所有者へ事業内容の説明をして、同意を得ていることから転用はやむを得ないと思われます。よろしくお願ひします。

議 長

説明が終りましたので、2件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、2件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

次に、3件目の案件については、私が担当委員ですので説明いたします。

本件は、営農型太陽光発電施設の設置のための一時転用で、申請地は土地改良区受益地ですが、設置の同意を得ており、かつ地権者の同意も得ていることから、更新することに問題はないと思います。

議 長

説明が終了しましたので、3件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了して、3件目の案件についての採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって3件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

日程第5 議案第4号 令和6年度第3次農用地利用集積計画(案)の承認についてを上程します。事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第4号 令和6年度第3次農用地利用集積計画(案)の承認について

農業経営基盤強化促進法等改正法附則第5条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により令和6年度第3次農用地利用集積計画(案)が提出されたので、本会の議決を求める。

令和6年7月5日提出 横芝光町農業委員会 会長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください

今回の利用集積は、所有権移転が1件です。

	<p>所有権を移転する者と所有権の移転を受ける者は、資料に記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する農地ですが、宮川字鶴巻の田3筆、2,395㎡です。</p> <p>なお、本計画（案）につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、議案第4号の説明とさせていただきます。</p> <p>ただいま議案第4号の朗読並びに説明が終わりました。</p> <p>議案第4号の案件についての質疑を許します。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>質疑ありませんので、質疑を終了して、議案第4号の案件についての採決を行います。</p> <p>原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>全員賛成、よって議案第4号の案件については、原案のとおり決定しました。</p> <p>以上で提案されました議案の審議は、すべて終了しました。慎重審議ご苦労様でした。</p>
議 長	
事務局	<p>以上をもちまして、令和6年7月第4回農業委員会定例総会を閉会します。</p>